

令和5年11月24日

第5回村上市農業委員会会議録

第5回村上市農業委員会総会を令和5年11月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	4番	高橋大亮
5番	遠山和孝	6番	遠藤俊樹
7番	斎藤博	8番	稲葉浩之
9番	阿部正一	10番	佐藤昌夫
12番	船山寛	13番	島田幸男
14番	田村昭一	15番	佐藤裕介
16番	加藤孝平	17番	佐藤健吉
18番	大倉毅	19番	富樫与志栄
20番	富樫あゆみ		

2. 欠席委員は次のとおりである。

11番 板垣栄一

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋雄大
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局副参事	近藤和久

高橋局長

それでは、本日の総会を開催させていただきます。本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は1名です。議席番号11番、板垣栄一委員から病気によりということで報告を受けております。よって、本日の出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日は転用の現地確認報告の関係で、農地利用最適化推進委員の推進委員番号6番、本間賢二委員にもご出席をいただいておりますので、併せて報告をいたします。

それでは、挨拶をということなのですが、先ほど併せて会長のほうからご挨拶をしていただきましたので、それでは議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員選出についてお諮りします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、第5回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号8番、稲葉委員、議席番号10番、佐藤昌夫委員のお二方をお願いいたします。

(両委員了承)

石山会長

日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局から報告を願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、3,152平米、申請事由としましては、申請地は60年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、1,518平米、申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。以下同じでございます。

一番下、番号3、申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、804平米、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しておりますということでございます。

続きまして、2ページ御覧いただきたいと思います。番号4、申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、307平米、申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しておりますということでございます。

続きまして、番号5、申請人〇〇〇〇、土地3筆、2,293平米、申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。

最後、一番下段、番号6、申請人〇〇〇〇、土地につきましては8筆、面積3,979平米、申請地は40年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

位置について説明させていただきます。右側、3ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面上段中央よりやや右側に門前集落がございます。左下のほうに赤沢集落があります。図面上段左から右方向へ通っているのが県道大栗田村上線、その下を並行に流れているのが門前川となっております。図面下段中央に太線で囲まれているところが申請地となっております。

次のページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面右下に羽下ヶ淵集落がございます。左上に大平集落がございます。その大平集落から図面下方向に通っているのがJR羽越本線、その左側に通っているのが国道345号となっております。図面中央に太線で囲まれているところが申請地となっております。

右側の5ページ御覧いただきたいと思います。図面中央に大場沢集落がございます。図面中央を右から左へ通っているのが県道鶴岡村上線となっております。図面右下、太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、6ページ御覧いただきたいと思います。番号4の案件でございます。図面中央に瑞雲集落がございます。図面中段を右から左に通っているのが県道小揚猿沢線、その下に長津川があります。図面右下に太線で囲まれているところが申請地となっております。

続きまして、右側、7ページ御覧いただきたいと思います。番号5の案件でございます。図面右上に高根集落がございます。図面左から上に通っているのが県道高根村上線、図面右下に太線で囲まれている3筆が今回の申請地となっております。

次の8ページ御覧いただきたいと思います。最後の案件でございます。番号6、こちら7,500と縮尺ちょっと変わっているんですけど、また場所が分かりづらいところなんですけれど、図面中央縦方向に走っているのが広域農道山北朝日線でございます。その広域農道の脇に黒丸がちょっとありますけど、こちらのほうに鱒山清水がございます。図面中央より下段に太線で囲まれている8筆が申請地となっております。おおよそ大毎の集落から約5.7キロ、高根のところから9.9キロという、ちょっとイメージ湧きづらいかもしれませんが、山の中というような位置でございます。

報告は以上でございます。

石山会長

ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

石山会長

無いようでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、9ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が2件、売買が7件、合わせまして9件でございます。

それでは、番号1番の贈与案件からでございます。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積758平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらは本家、分家の間柄で、現在の耕作者である〇〇〇〇さんのほうへ贈与したいものでございます。

続きまして、番号2番も贈与の案件でございます。譲渡人〇〇〇〇、地目、田1筆、畑2筆、合わせまして922平米でございます。契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらも本家、分家の間柄で贈与を行いたいものでございます。

続きまして、番号3番からが売買の案件でございます。番号3番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積が486平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

ページをめくっていただきまして、番号4番から7番は譲受人が同じ人でございます。まず、番号4番からです。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積102平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田2筆、地積130平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円。

続きまして、番号6番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積77平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

番号7番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積190平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

11ページ御覧ください。番号8番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田3筆、畑5筆、合わせまして7,207平米、契約の種別、所有権移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たりの内訳ですが、田が〇〇〇〇円、畑が〇〇〇〇円でございます。

12ページになります。番号9番です。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積631平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。13ページ御覧ください。こちら山辺里地区東興屋地内でございます。行政区は仲間町の集落となっております。仲間町と坪根の間にある地区になります。ページ右側に日本海沿岸東北自動車道が走っておりまして、門前川が流れております。仲間町の右側、坪根寄りなのですが、太く囲った1筆がございます。こちらが議案第1号、番号1番の箇所でございます。

ページをめくっていただきまして、14ページでございます。こちら荒川地区大津周辺でございます。ページの右下に荒川支所向かいの荒川地区公民館がございます。そこから左上に県道坂町停車場金屋線が伸びております。ページ左上の荒川分署向かい側に1筆と、ページ右下側に2筆を太く囲っております。こちらが議案第1号、番号2番の位置図となります。

続きまして、15ページ御覧ください。こちら岩船地区でございます。松喜和方面から左側に臨港道路岩船港線が走っております。ページ右側には岩船中学校、いわくすの里がございます。ページの中央やや左下側に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図になります。

ページをめくっていただきまして、16ページ御覧ください。こちら番号4番から7番と一緒に表記させていただいております。こちらは神林地区の飯岡地内でございます。ページ左へ向かうと道の駅神林がございます。ページ中央下に飯岡児童公園がございまして、百川が流れております。ページ中央に5筆ほど固まって囲んでおります。こちらが議案第1号、番号4番から7番の位置図になります。

続きまして、17ページ、18ページ、番号8番、ちょっと広がっておりますので、2ページにまたがっております。まず、17ページからでございます。こちら村上駅の西側になります。ページの上のほうに村上中等教育学校がございます。その左側に2筆、太く囲った場所がございます。さらにページの下のほうになります。村上総合病院がございまして、病院の左下側に2筆を囲っております。さらに、ページの右下側、線路の左側に太く囲った場所がございます。ページをめくっていただきまして、18ページ御覧ください。ページ中央やや左側に市民ふれあいセンターがございます。このふれあいセンターの十字路を岩船側に走ったところに2筆太く囲っております。さらに、ページの右側に七湊集落がございまして、集落内に太く囲った箇所がございます。17ページ、18ページ、合わせまして、議案第1号、番号8番の位置図になります。

それでは、19ページ御覧ください。こちら神林地区の葛籠山集落でございます。ページの左側にJR羽越本線と国道7号が並行して走っております。ページ中央のやや右側に太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号9番の位置図になります。

以上で場所の説明を終わります。説明した9件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

石山会長

今ほどの議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

2番、大野委員。

大野委員

2番、大野です。番号3番の件なんですけども、これは譲渡人さんと譲受人さんというのは、特別親戚関係とか何かおありの方だったででしょうか。

小田副参事

特に親戚関係ではないということなんですけど、親の代から買いたいという話はずっとされていたそうです。

大野委員

分かりました。この場所が去年の農地パトロールで、耕作放棄地が増えそうな場所だったものですから、値段が高額だったので、ちょっとその辺を確認させていただきました。ありがとうございます。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号については、許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第2号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

20ページ御覧いただきたいと思います。番号1、当初計画者、〇〇〇〇、土地の表示につきましては、3筆、1,033平米でございます。移転内容といたしましては、転用期間の変更、変更目的及び内容につきましては、申請地は令和3年9月27日付村農委第1034号により農地法第5条の許可を得ましたが、高速道路工事の工期延長により、転用期間の変更をするものです。転用期間、変更前が令和3年11月1日から令和6年1月7日、変更後は終わりが令和7年4月30日となっております。

右側、位置の説明をいたします。右側の21ページ御覧いただきたいと思います。図面下段のほうに塩野町集落がございます。その脇を上から下に通っているのが国道7号となります。その7号沿い、太線で囲まれている3筆が今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

石山会長

議案第2号について質疑に入ります。

(何事か声あり)

石山会長

大変失礼いたしました。審議する前に、現地調査をしていただいておりますので、19番、富樫委員から報告を願います。

富樫委員

19番、富樫です。朝日地域では、11月10日金曜日午前9時から朝日支所において事業計画変更承認申請の調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、農業委員3人、最適化推進委員3人、事務局から中村次長が出席しまして、事務局より申請内容について説明を受けました。このたびの申請は、令和3年9月に一時転用許可を取った案件であり、以前現地調査を実施しておりましたので、書類により確認としました。

申請者は、朝日温海道路2号トンネル工事を受注し、工事を施工しておりますが、このたび工事期間が令和7年4月30日まで延長されたことから、農地転用の期間も合わせて変更するものであります。一昨年からの作業中、周辺の耕作者からの苦情もなく、管理されていると判断されるため、当地域にこのたびの事業計画変更申請は許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は、転用申請9件となっております。

22ページ御覧いただきたいと思います。番号1、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、197平米、転用目的は駐車場敷地、契約は売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円、農地区分は第3種農地となっております。備考としましては、申請者は現在隣接地に住んでいるが、車を止めるスペースが不足しているため、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域、第1種住居地域に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。駐車場、砂利敷き3台となっております。

下段、番号2、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇となっております。土地は1筆、331平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の公共施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道に位置する農地です。木造2階建て1棟、建築面積71.21平米となっております。

続きまして、隣、23ページ御覧いただきたいと思います。番号3、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地につきましては2筆、125平米、転用目的は貸し駐車場敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請地は令和4年8月26日付村農委第1020号により、農地法第5条の一時転用の許可を受けましたが、このたび土地所有者が申請地を売却することとなったため、転用申請を行うものでございます。なお、今後も村上市社会福祉協議会が駐車場敷地として使用するものでございます。駐車場、砂利敷き10台となっております。

続きまして、下段、番号4、譲渡人、3番と同じ〇〇〇〇、譲受人も3番と同じ〇〇〇〇となっております。土地につきましては3筆、1,935平米、転用目的といたしましては資材置場敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は現在使用している資材置場が手狭となってきたことから、このたび新たに資材置場を探していたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は高速自動車国道の出入口周囲300メートル以内に位置する農地です。資材置場が1,057平米、場内通路等が878平米となっております。

続きまして、24ページ御覧いただきたいと思います。番号5、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、祖母と孫の関係でございます。土地につきましては2筆、456平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は贈与、農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置

し、農業公共投資の対象となっていない農地です。木造2階建て1棟、建築面積72.04平米となっております。

続きまして、下段、番号6、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、夫と妻の関係でございます。土地につきましては1筆、514平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は使用貸借、農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない農地です。木造平家建て1棟、建築面積89.32平米、カーポート1棟、建築面積19.1平米となっております。

続きまして、右側、25ページ御覧いただきたいと思います。番号7、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇となっております。こちらは令和5年、今年の2月の総会時に農振除外の意見書の交付を行ったものでございまして、11月1日付で変更が行われたことから、今回申請となっております。土地につきましては1筆、583平米、転用目的は駐車場及び資材置場敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第1種農地、備考としましては、申請者は隣接地において蒸留所を運営しているが、来場者用の駐車場及びたるなどの資材置場が不足するため、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、拡張に係る部分の敷地面積が既存の面積の2分の1を超えないものである。既存施設面積が2,769平米、増設する面積が583平米となっております。駐車場が10台分202平米、資材置場が246平米、通路が135平米となっております。

続きまして、下段、番号8、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、165平米となっております。転用目的は車庫建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者は現在隣接地に住んでいるが、家族の車を止めるスペースがないため、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない農地です。車庫1棟、建築面積42.42平米、始末書添付となっております。

始末書のほうを読み上げさせていただきます。このたび農地法の転用許可をお願いいたしました本件について、農地法の許可を取得する前にガレージ建設に当たり、自分の土地だと思い、基礎工事を始めてしまいました。私が農地法の許可が必要であるということを知らず、農地法の趣旨や制度を理解していなかったことによるものです。今般、農地法第5条許可が必要であることを教えていただき、その時点で基礎工事を即時に中止した次第です。今後このようなことはいたしませんので、このたびの申請については格別のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げますというところでございます。

最後、次のページ、26ページ御覧いただきたいと思います。番号9、最後の案件でございます。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地は2筆、95平米、転用目的は農機具置場敷地、契約は売

買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円、農地区分は第2種農地、備考といたしましては、申請者は自らが耕作する農地の近くに農機具置場の設置を計画しており、このたび利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない農地です。農機具置場として95平米となっております。

続きまして、位置について説明いたします。右側、27ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面左側、縦方向に通っているのがJR羽越本線で、中段に村上駅がございます。図面下段中央に村上高校、図面右上に村上桜ヶ丘高校がございます。この桜ヶ丘高校の下に太線で囲まれているところが申請地となっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面上段中央に山辺里小学校、山辺里保育園がございます。その脇を縦方向に通っているのが県道大栗田村上線でございます。図面右下、県道沿いにある集落が上相川集落、その集落内に太線で囲まれているところが申請地となっております。

続きまして、右ページ、29ページ御覧いただきたいと思います。番号3と番号4の案件でございます。図面右側を縦方向に通っているのが日本海沿岸東北自動車道でございます。下段に村上山辺里インターチェンジがございます。高速道路沿いに太線で囲まれている5筆が申請地となっております。番号4と番号3というふうに頭書きつけておきましたので、そちらのほうでご確認いただければと思います。

続きまして、次のページ、30ページ御覧いただきたいと思います。番号5の案件でございます。図面下段ほぼ中央に荒川地区公民館があります。図面には写っておりませんが、その下側に荒川支所がございます。図面上段にある集落が大津集落でございます。図面上段中央よりやや右側に太線で囲まれているところが申請地の2筆となっております。

続きまして、右側、31ページ御覧いただきたいと思います。番号6の案件でございます。図面中央よりやや右側を縦方向に通っているのがJR羽越本線でございます。その左側に日本海沿岸東北自動車道が通っております。図面左上、小口川集落内に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、32ページ御覧いただきたいと思います。番号7の案件でございます。図面左下に宿田集落がございます。図面右側、縦方向に通っているのがJR羽越本線と国道7号が通っております。国道7号沿いに太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、右側、33ページ御覧いただきたいと思います。番号8の案件でございます。図面中央に猿沢集落がございます。図面右側縦方向に通っているのが国道7号です。右下にはみどりの里がございます。図面右上、国道7号沿いに太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、次のページ、34ページ御覧いただきたいと思います。最後の番号9の案件でござ

います。図面下段中央に位置する集落が北田中集落でございます。図面中央を縦方向に国道7号、勝木川が通っております。図面中央に太線で囲まれている2筆が申請地となっております。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、最初に議案番号1番、2番について報告を願います。

2番、大野委員。

大野委員

2番、大野です。議案第3号、番号1番、2番について現地調査報告を行います。

11月9日午前9時、村上農村環境改善センター集合により農業委員4名、最適化推進委員2名、事務局、中村次長により調査を行いました。同所で中村次長から概要説明を受け、まず2番の現地に移動し、〇〇〇〇さんから立会いの下で調査を行いました。申請者は、住宅の建築を計画し、申請地を最適と考え、転用申請するものです。申請地は、学校や保育所にも近く、近年住宅化が進んでいる場所になります。上下水道が埋設された道路沿いの農地で、雨水は自然流下によるものとのことでした。隣接する農地も譲渡人の所有のものであり、影響もないことから、委員全員許可すべきであろうとの意見でありました。

その後、1番の現地に移動し、〇〇〇〇さん立会いで現地調査を行いました。申請者は、隣接地に住んでおり、駐車スペースが不足しているため、転用申請するものです。申請地は用途地域、第1種住居地域に位置しておりまして、住宅が立ち並ぶ中で、その農地だけが一角残されたような場所にある農地です。周囲に農地もなく、委員全員許可すべきであろうとの意見でありました。

1番、2番についてご審議をお願いいたします。

石山会長

次に、議案番号3番、4番について報告を願います。

8番、稲葉委員。

稲葉委員

番号8、稲葉です。議案第3号、番号3、4について現地調査してまいりましたので、ご報告します。

日時、参加者については、先ほど村上地区代表より報告したとおりです。現地では、〇〇〇〇により、令和4年に一時転用した貸し駐車場の売買をしたいことの説明があり、図面を見ながら説明を受けました。現地は、山辺里インター入り口より数十メートルにあり、第3種農地に区分されていること、駐車場に一時転用されてから問題が起きていないことから委員全員で許可相当と判断してきました。

引き続きまして、番号4について説明します。現地は、番号3の近くの畑で、山辺里インター

入り口より数十メートルの地点です。お茶が植えてあるのが見受けられましたが、10年ぐらいは手入れがされていない状況で、配置図を見ながら、通路、資材置場、土留め箇所などの説明を受けました。番号3と同じく砂利を敷くだけの資材置場であり、今までも問題が起きていないこと、高速道路インターより100メートルと離れていないこと、第3種農地であることから、委員全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

石山会長

次に、議案番号5番について報告を願います。

9番、阿部委員。

阿部委員

9番、阿部です。議案第3号、番号5の現地調査を報告いたします。

今月の10日金曜日ですが、午後1時半に荒川支所2階予備室において農業委員2名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長、鬼原主査、荒川支所から津野主査が出席して、事務局の申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後、大津に移動し、〇〇〇〇の立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請地は、先ほどご説明したように第2種農地であり、譲受人は自宅が手狭となったため、実家のある大津地内で一戸建ての住宅を建設するというので探していたわけですが、それで生活排水については公共下水道に接続し、祖母の土地を分筆して贈与を受けたことで隣地農地との境界などについては問題がなく、出席委員全員で許可すべきと判断しました。皆さんのご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

次に、議案番号6番について報告を願います。

18番、大倉委員。

大倉委員

18番、大倉です。農地法第5条申請の6番につきまして、現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

神林地域では、11月14日火曜日午前9時から神林支所において、農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地調査を実施いたしました。現地では、代理人の〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、現在申請地の近くに住んでおりますが、今は夫婦2人だけの生活になり、家の老朽化も進み、今後の生活を考えたときには、平家で敷地も今より狭く管理しやすい広さがよいと考え、新たに家を建てる土地を探すことにしたとのことです。申請地は集落内に位置する農地で、隣接する農地はなく、市道内には上下水道管が埋設されていることから、そこへ接続するとのことです。また、雨水排水は市道に設置されている側溝へ接続することから、周辺への影

響もないことを確認いたしました。

以上から、地域としては許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

石山会長

続いて、議案番号7番について報告を願ひます。

6番、遠藤委員。

遠藤委員

6番、遠藤です。番号7番の現地調査の報告をいたします。

11月14日火曜日午前9時に神林支所の休憩室において農業委員3名、推進委員2名の参加、事務局は中村次長様が出席しました。当日の番号6番の現地調査後、申請地に行き、〇〇〇〇立会ひの下、説明を受け、調査しました。申請地は、今年農振除外を受けたものであります。今回観光客の駐車場及び資材置場が不足するため、申請するとのこととあります。造成は、周囲にコンクリートのL字の擁壁を設置し、約1.2メートルの土盛りをし、碎石で仕上げるとのこととあります。雨水ですが、雨水は自然流下で農業用排水へ流すもので、放流先の管理者との協議は了解済みであるとのこととあります。また、周辺の農地から約8メートル以上離れているため、支障を及ぼすおそれがないことから、神林地区としまして全員許可するものとの意見でありました。

ご審議よろしくお願ひします。

石山会長

次に、議案番号8番について報告を願ひます。

推進委員6番、本間委員。

本間推進委員

推進委員6番、本間です。農地法第5条の申請の番号8番について報告いたします。

先ほど報告がありました議案第2号の事業計画変更申請と同日に調査を行いました。申請内容について説明を受けた後、現地へ移動し、現地では代理人の〇〇〇〇氏立会ひの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、このたび家族の車を止める車庫が足りないため、住宅の近くに土地を探していたところ、条件に合った土地が見つかったことから、転用申請するものであります。申請地は、周囲の高さとほぼ同じであることから盛土の必要がなく、給排水設備の装置の計画もないことから汚水の排水はなく、また隣接する農地からは隔離（3メートル以上）を取って建設する計画となっていることから、周囲の農地への影響もないと考えられます。議案の説明でもありましたが、農地法の手続が必要であることを理解しておらず、申請前に一度工事に着手しておりましたが、手続が必要であることが分かった段階ですぐに工事を中止し、申請の手続を行ったことから、当地域では許可はやむを得ないものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

石山会長

次に、議案番号9番について報告を願います。

7番、斎藤委員。

斎藤委員

7番、斎藤です。議案第3号、番号9番について、11月8日、現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後1時、山北支所会議室において、農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局より中村次長、山北支所、富樫課長補佐が出席し、初めに事務局から申請内容について説明を受けました。その後現地に移動し、譲受人の大滝さんのご家族立会いの下で申請内容の確認を行いました。申請者は、申請地の近くで畑地を耕作していて、農機具置場の設置を計画し、利便性から申請地を最適と考え、転用申請するものです。申請地には周囲に影響を及ぼす農地はなく、土地所有者の同意も得られたために転用申請するものです。現在申請地は、草刈り等において保全管理されています。また、利用においては簡易の整地のみで利用する予定です。よって、山北地区としては、許可するものとの意見となりました。ご審議よろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第3号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

小田副参事

それでは、35ページ御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借1件、賃貸借の設定が30件、売買の案件が1件ございます。その後、中間管理機構の案件のご説明をさせていただきます。

それでは、番号1番、使用貸借の案件です。貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田3筆、2,770平米、期間は5年間、新規で改良区費は貸人負担でございます。

続きまして、番号2番からが賃貸借の案件でございます。番号2番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇

〇〇、地目、田 8 筆、21,736 平米、5 年間の期間で、賃借料は 10 アール当たり 〇〇〇〇 円、こちらも新規の設定で、改良区費は借人負担でございます。

以降、42 ページの番号 31 番まで賃借権の設定の案件でございます。

42 ページ、番号 32 番を御覧ください。こちらが売買の案件でございます。譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇、地目、田 2 筆、畑 4 筆、面積合わせまして 8,110 平米、所有権の移転、売買、対価は 〇〇〇〇 円、10 アール当たり田が 〇〇〇〇 円、畑が 〇〇〇〇 円でございます。

位置の説明をいたします。44 ページ御覧ください。44 ページと 45 ページの 2 ページにまたがっております。まず、44 ページでございます。こちら神林地区の山田集落でございます。ページの左下側に J A かみはやしのカントリーエレベーターがございます。さらに左側へ進みますと国道 7 号がございます。山田集落の右下側に太く囲った 2 筆がございます。こちら 2 筆と、隣の 45 ページ御覧ください。こちらは牧目地内になります。ページ中央を南北に国道 345 号が走っておりまして、左下側に大池がございます。ページ下側に神林分署がございまして、国道を挟みまして 3 筆と大池の上側に 1 筆、太く囲った箇所がございます。こちらが議案第 4 号、番号 32 番の位置図になります。

引き続き機構案件の説明をさせていただきます。

#### 近藤副参事

続きまして、46 ページを御覧ください。ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく願いいたします。今回は、使用貸借 6 件、賃貸借 2 件、合計 8 件です。全て館腰第 1、第 2 地区内の農地の貸借でございます。

初めに、使用貸借の案件でございます。番号 33 番、貸人 〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑、地積 498 平米ほか 2 筆、計 662 平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が 19 年間。

続いて、番号 34 番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人 〇〇〇〇、内容については番号 33 番と同様でございます。

ここから 47 ページ、番号 38 番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、賃借権の案件です。番号 39 番、貸人 〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積 1,568 平米ほか 1 筆、計 2,878 平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が 19 年間、借賃が 10 アール当たり 〇〇〇〇 円、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号 40 番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人 〇〇〇〇、内容については番号 39 番と同様でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、41ページの議案番号25番を審議いたします。

議席番号7番、斎藤委員、16番、加藤委員、19番、富樫委員は議事に参与できませんので、退席を願います。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君退席)

石山会長

それでは、議案番号25番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようですので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号25番、承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君着席)

石山会長

斎藤委員、加藤委員、富樫委員、議案番号25番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号33番から40番につき審議いたします。

私、議長が議事に参与できませんので退席し、議長を佐藤部会長からお願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

佐藤農地調整部会長

それでは、会長に代わりまして、しばらくの間私が進行いたします。

議案第4号、番号33番から40番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方いらっしゃいますか。

(発言する者なし)

佐藤農地調整部会長

しばらくしてないようでありますので、番号33番から40番までを承認することで決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

佐藤農地調整部会長

ありがとうございました。

異議なしと認め、番号33番から40番までを承認することで決定いたします。

(1番 石山 章君着席)

佐藤農地調整部会長

会長、番号33番から40番までについて承認されました。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、今ほど承認されました議案番号25番、33番から40番を除き質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第4号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

日程6、議案としてその他について、皆様方から。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、2時40分まで約10分間、暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時30分～午後2時40分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年11月24日

村上市農業委員会  
会 長

同議事録署名委員  
委 員  
委 員